

# よくある質問

## ◆ 全般

Q. 助成対象となる資器材、共同備蓄品はどういったものか。

A. 資器材配備助成の対象は、管理組合等で防災活動を行う際に使用するために、購入するものです。

共同備蓄品配備助成の対象は、各居住者において備蓄しているものが不足した時に配付するために、購入するものです。

---

Q. 助成対象経費は税込み金額でよいか。

A. 消費税は除きます。

---

Q. どのような防災対策工事、資器材や備蓄をすればよいか。

A. ご自身のマンションに必要な防災対策工事、資器材などの検討に際し、区で専門家を派遣することも可能ですので、ご相談ください。

---

Q. 申請はいつすればよいか。

A. 工事の契約、資器材等の購入の前にご申請ください。年度内に実施していただく必要があるため毎年1月15日までにお願いします。

---

Q. 工事や購入はいつから可能となるか。

A. 申請受付後審査を行い、交付決定通知書をお送りします。交付決定通知書が届きましたら、工事の契約や資器材等の購入が可能です。

---

Q. 工事や購入はいつまでにすればよいか。

A. 工事完了後、資器材等の購入後、実績報告書を提出していただくことになります。報告書の提出は2月末までに行っていただく必要がありますので、それに間に合うよう契約もしくは購入してください。

---

Q. どのような防災マニュアルが必要か。

A. 区ホームページにて防災マニュアル(例)を公開しています。そちらを参考に作成してください。また、作成についてお困りのことがあれば専門家を派遣することも可能ですので、ご相談ください。

---

Q. 防災訓練の内容に条件はあるか。

A. 購入した防災資器材等を活用した訓練を行ってください。

---

Q. 防災訓練を行ったことがないため、何から準備をすればよいかわからないのだが、支援してもらえるか。

A. 区では専門家の派遣を行っており、防災訓練についての専門家の派遣も可能です。

---

Q. ほかの助成制度（東京とどまるマンションなど）との併用はできるか。

A. 他の助成金が充当されている経費については、本助成制度は利用できません。

---

- 
- Q. 複数マンションで形成されている団地となっているが、棟単位での助成制度利用は可能か。  
A. 団地型マンションの場合でも、棟ごとの管理組織があれば可能です。
- 

- Q. 申請書と報告書の内容が変わらなくても、報告書の提出は必要か。  
A. 同一の内容であっても、必ず報告書の提出を行ってください。
- 

- Q. 金額の3分の2とした際に割り切れなかった場合はどうなるのか。  
A. 1000円未満の金額は切り捨てとなります。
- 

- Q. 管理規約の写しは、表紙だけの提出でもよいか。  
A. 管理規約全体の提出が必要です。
- 

- Q. 来年度以降も事業を継続するか。  
A. 現在のところ、事業の終期は定めておりません。
- 

- Q. 申請後に区の予算がなくなった場合は助成金がもらえないのか。  
A. 交付決定通知書をお送りする時に、予算を確保しておりますので、助成金がもらえないということはありません。
- 

- Q. マンションの自治会でマンション防災マニュアルを備えているが、管理組合のマニュアルとして取り扱ってもらえるか。  
A. 管理組合が関与したマンション全体としての防災マニュアルであれば、提出書類として取り扱います。
- 

## ◆ 工事

- Q. 優先すべき防災対策工事はあるか。  
A. 優先順位はありませんが、大規模なマンションでは、垂直避難や物資の運搬の要であるエレベーターの耐震化は特に重要であると考えます。
- 

- Q. 交付決定後に工事費用や工期が変更になった場合、どうすればよい。  
A. 防災対策工事費用変更申請書に変更契約書と工程表等を添えて、ご提出ください。
- 

- Q. 全体設計申請とはどのようなときに必要なのか。  
A. 2か年度以上にわたって助成対象工事を行う場合に必要となります。
- 

- Q. 工事着手後に工期が延びて次年度完了になってしまった、どうすればよい。  
A. 工事が次年度に延びる可能性がある場合は、全体設計申請をしていただく必要があります。
- 

- Q. 新耐震基準を満たしていることは、何を見ればわかるのか。  
A. 確認済・検査済証、台帳記載事項証明書、耐震診断書などで確認できます。
-

- 
- Q. マンション防災マニュアルに、必要事項が記載されていない場合はどうすればよいか。
- A. 区ホームページで公開している防災マニュアル作成例が、必要事項を記載しているものになりますので、ご参考の上、マニュアルを改訂してください。
- 
- Q. 助成対象となる「エレベーター防災対策改修工事」とは、どのような工事か。
- A. 本制度では、建築基準法で義務付けられているエレベーターの安全基準に近づけるための工事を対象としています。  
なお、東京とどまるマンションの補助制度では、リストア運転機能、自動診断・仮復旧運転機能の設置が対象になっています。詳しくは、東京都マンション課（電話：03-5320-5007）にお問合せください。
- 

## ◆ 資器材・備蓄品

- Q. 購入先に指定はあるのか。
- A. 購入先の指定はありません。ネットショッピング等で購入する場合も対象になります。
- 
- Q. 荒川区防災用品あっせん事業から購入してもよいか。
- A. 可能です。
- 
- Q. 申請時に添付した見積の相手方ではなく、別の相手方から購入してもよいか。
- A. 認められません。購入前に、申請のやり直しを行ってください。なお申請前に商品の金額を比較するなどして、申請後に購入先を変える必要がないよう、ご注意ください。
- 
- Q. 申請に添付した見積（資料）から価格が変わった（増減があった）場合、どうすればよいか。
- A. 交付決定通知書の額を超えた分は、自己負担となります。交付決定通知書の額より実際に支払った額が低かった場合は、実際に支払った額が助成額となります。
- 
- Q. 既に資器材・備蓄品を購入してしまったのだが、助成対象になるか。
- A. 申請前に購入してしまった場合は、助成対象なりません。
- 
- Q. 資器材として、止水板を購入することは可能か。
- A. 別途、「止水板設置助成制度」を実施しておりますので、ご利用ください。  
詳しくは、土木管理課（電話：03-3802-4296）までお問合せください。
- 
- Q. 共同備蓄品配備助成には、防災訓練は必要ないのか。
- A. 防災訓練の実施は要件に入っていますが、ぜひこれを機に実施していただきたいと考えております。
- 
- Q. 備蓄品を購入後、各住戸で保管することは可能か。
- A. 本制度は個人の備蓄で貯えなくなった際に配布することを想定しているため、各住戸での保管は認められません。
-